

増殖及び漁業生産力の発展に関する計画（第5種共同漁業権）

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

（1）名称

小矢部川漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画

（2）対象となる漁業権

内共第16号第五種共同漁業権

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法

以下の項目を実施する。

- ・ 毎年度、内水面漁場管理委員会から示される目標増殖量に基づく増殖事業を行う。
- ・ 費用対効果の高い増殖事業の実現のため、「赤字にならないアユ放流マニュアル（国立研究開発法人水産研究・教育機構編）」等のガイドラインに基づき放流を実施する。
- ・ 遊漁者等からの意見を広く聴取した上で、河川環境に合わせた漁場の利用と、増殖行為を行う。
- ・ 漁場改善のための取組み（産卵場造成、カワウの追い払い等）を実施する。
- ・ 漁場管理の徹底、遊漁料収入の確保等のため、効率的な漁場巡回指導を行う。
- ・ 新規組合員を確保するため、HP等で広く募集をかける。
- ・ 遊漁者を増やすため、HPの開設、釣果情報、漁場マップの掲載等、外部からの遊漁者に対してPRする。
- ・ 将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、子どもを対象に稚魚の放流イベント等を実施し、川に親しむ機会を作る。
- ・ 組合員行使権者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。
- ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、組合員行使権者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。
- ・ 以上の取組を効果的に実施するため、役員、職員等は、関連する研修会等に積極的に参加する。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

令和2年12月1日～令和8年8月31日（免許期間）

第4 その他

（1）点検方法

総代会において、1年に1回以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

（2）県との連携

（1）の点検結果については、1年に1回以上、県に提出する。

（3）関係機関等との連携

当該計画については、地方公共団体、漁業関係団体等に助言等を求めることができる。